

令和8年9月1日改訂

鈴鹿市立箕田小学校

台風や大雨、地震時等の登下校及び授業実施について

本校における台風や大雨、地震、大雪時等の登下校及び授業の実施について、下記のように定めます。

(1) 暴風警報(暴風雪警報)、大雨警報(レベル3以上)時の対応

<鈴鹿市内の気象情報>

- ① 午前7時現在、暴風警報(暴風雪警報)や大雨警報(レベル3以上)が発表されている場合、

・この日の授業は中止になります。

令和8年9月1日から台風時以外
の大雨警報(レベル3以上)発表
時も、授業中止に改訂されました。

- ② 午前7時までに暴風警報(暴風雪警報)や大雨警報(レベル3以上)が解除されている場合

- ・授業を行いますので、授業の用意を持って、登校させてください。どの地区も集合場所を予定通りに出発するようにしてください。
- ・ただし、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、がけ崩れ等について、危険が予測される場合は、決して無理をせず、その旨を学校へ連絡していただき、安全を確かめた上で登校させてください。
- ・学校が、児童を登校させることが危険だと判断した場合は、登校を中止し、当日の授業を中止する場合があります。その際は、メール配信でお知らせします。

- ③ 始業後に、暴風警報(暴風雪警報)や大雨警報(レベル3以上)が発表された場合

- ・ただちに授業を中止し、すみやかに下校させます。
- ・天候等の状況を考慮して、児童が安全に下校できるよう地区別下校をさせます。場合によっては、「引渡し」をお願いすることもありますので、よろしくお願いします。

- ④ 警報が発表されていないが、風水害等発生のある恐れがある場合

- ・警報が予想される場合、始業前から風雨が激しい場合、始業後に風雨が激しくなると予測される場合は、教育委員会からの連絡により、「臨時休業」や「始業時刻の変更」「下校時刻の変更」の措置をとる場合があります。その際は、メール配信でお知らせします。

(2) 氾濫(旧洪水)警報等発表時の対応

① 始業前に、校区内または校区近隣に氾濫(旧洪水)警報(レベル3以上)が発表されている時

- ・地域の道路、河川等の浸水の状況等を考慮して、「臨時休業」や「始業時刻の変更」の措置をとる場合があります。その際は、メール配信でお知らせします。

② 始業後に、校区内または校区近隣に氾濫(旧洪水)警報(レベル3以上)が発表された時

- ・地域の道路、河川等の浸水の状況等を考慮し、「下校時刻の変更」等の措置をとる場合があります。その際は、メール配信でお知らせします。
- ・児童が安全に下校できるよう、「地区別下校」をさせる場合がありますが、場合によっては、「引渡し」をお願いすることもありますので、よろしくお願いします。

③ 校区内または校区近隣に氾濫(旧洪水)警報(レベル3以上)が発表されていないが、浸水等の恐れがある場合

- ・地域の道路、河川等の浸水の状況等を考慮して、「臨時休業」や「始業時刻の変更」「下校時刻の変更」等の措置をとる場合があります。その際は、メール配信でお知らせします。

④ 下校前に気象防災速報(旧記録的短時間大雨)が発表された場合

- ・原則、学校に待機させ、保護者への「引渡し」とします。

(3) その他の場合

① 大雪警報発令時および大雪の場合

<登校時>

- ・原則、通常授業としますが、教育委員会からの連絡があった場合や、降雪や通学路の積雪の状況等を考慮して、「臨時休業」や「始業時刻の変更」の措置をとる場合があります。その際は、メール配信でお知らせします。また、危険が予測される場合は、決して無理をせず、その旨を学校へ連絡していただき、安全を確かめた上で登校させてください。

<下校前>

- ・降雪や積雪等の状況を考慮し、「下校時刻の変更」「地区別下校」等の措置をとる場合があります。その際は、メール配信でお知らせします。

(4)地震発生時の対応

近年、地震による被害が各地で発生している状況を受け、子どもたちの安全確保に万全を期すため、地震発生時の対応及び南海トラフ地震臨時情報発表時における対応について合わせてお知らせします。

<市内で震度5強以上の地震が発生した場合>

① 始業前に発生した場合

- ・「臨時休業」とします。給食も中止します。
- ・休業日及び休業日前日に発生した場合、休業日明けの平日は、臨時休業とします。給食も中止します。(長期休業明けは、その限りではありません。)
- ・地震発生以降の学校の再開については、教育委員会と協議し、再開する場合には、メール配信等でお知らせします。
- ・震度5弱以下であっても、学校及び近隣地域の被害状況などにより、臨時休業とする場合があります。臨時休業となった場合は給食も中止します。その際は、メール配信でお知らせします。

② 登下校途上で発生した場合

- ・ブロック塀や電柱、倒れやすい物や建物の側から離れ、身を守る行動に努めてください。
- ・近くの安全な場所に避難してください。
- ・『わたしと家族の防災カルテ』に記入していただいた場所を参考に行動してください。
※ なお、校区内の避難場所は下記の通りです。(鈴鹿市総合防災マップによる)

収容避難所	箕田小学校、大木中学校、箕田公民館
緊急避難所	林崎町集会所、上箕田公民館、南堀江町民センター おおぎ園自治会集会所、下箕田集会所

※避難所では、自治会役員・管理人・地域の方々の指示を受けてください。
- ・各ご家庭で、避難した場所まで子どもを引き取りに行ってください。

③ 始業後に発生した場合

- ・すぐに安全な場所(教室なら机の下等)に避難します。(第一次避難)
- ・その後、全員が運動場に避難集合します。(第二次避難)
- ・<津波の危険がある場合>
校舎4階に避難します。(第三次避難)
- ・<津波の危険がない場合>

保護者への「引渡し」を行います	第四次避難(校区外の高所への避難)を検討中
-----------------	-----------------------
- ・震度5弱以下であっても、学校及び近隣地域の被害状況、二次災害が予想されたり、発生したりした場合等、子どもの安全保護のため、「引渡し」をお願いすることもありますので、よろしくお願いします。その際は、メール配信でお知らせします。

<「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合>

※「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。

① 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が発表された場合

- ・1週間の「臨時休業」とします。給食も中止します。
- ・原則、「1週間後に学校を再開」します。ただし、災害及び避難状況に応じて臨時休業の延長などを検討する場合があります。学校を再開する場合には、メール配信等でお知らせします。
- ・始業後に、【巨大地震警戒】が発表された場合、授業を中止し、「引渡し」を行います。
- ・登下校中に、【巨大地震警戒】が発表された場合は、『わたしと家族の防災カルテ』に記入していただいた場所等 を参考に行動してください。

② 南海トラフ地震臨時情報【調査中、巨大地震注意】が発表された場合

- ・教育委員会が臨時休業などの検討を行い、その旨学校に連絡が入ります。対応については、メール配信等でお知らせします。臨時休業となった場合は、給食も中止します。

③ 南海トラフ地震臨時情報【調査終了】が発表された場合

- ・日頃からの地震への備えを再確認し、平常通り過ごします。

★その他

- ・学校からの緊急連絡は、メール配信システムを通じて行いますので、直接のお問い合わせは、ご遠慮ください。
- ・朝の時点で自宅待機になり、その後気象情報の変化に伴い、再登校になる場合や、気象情報により急遽下校させる場合などがあり、さまざまな状況のもとで措置をとることになります。その都度メール配信でお知らせしますので、まめにメールを確認していただき、対応をお願いします。
- ・緊急に下校する場合、ご自宅に入れるかどうか、また、どこに帰宅するのか等の対応について、あらかじめお子様とよく相談をしておいてください。
- ・「臨時休校」などの措置に関する教育委員会からの学校への指示は、前日は午後9時まで、当日は午前7時までに連絡されます。その後学校から各ご家庭へのメール配信となりますので、その時間までは、メール受信に気をつけていただきますようお願いします。
- ・令和8年5月29日より「新たな防災気象情報」に改訂され、警報等の種別や名称が変わります。河川氾濫(旧洪水)・大雨・土砂災害・高潮の4種別において、段階に応じてレベル1～5に分けられます。概ねレベル3以上の場合に授業実施の可否が判断されることとなります。対応については、前記の(1)の①・②・③・④をご覧ください。(詳細は「気象庁ホームページ」でご確認いただけます。別紙として本文書と同時に配布します。)